

## ○審査請求事務の迅速な処理等について

〔平成8年6月7日地基審第35号〕  
〔各支部事務長あて 事務局長〕

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律（平成8年法律第61号）は、本日公布され、平成8年7月1日から施行されることとなりましたが、その内容については平成8年6月7日付地基審第34号「地方公務員災害補償法の一部を改正する法律の施行について」により理事長から支部長あてに通知したところです。

今回の改正により、支部審査会においては、従来にも増して審査請求事務の迅速な処理が求められているところであり、本部といたしましては、既に審査課に支部審査会の審査体制を支援するための専門要員を配置し、

- ① 支部審査会書記に対する研修の充実と支部審査会不服審査事務処理マニュアルの作成
- ② 受付から1年以上の未処理事案を多数抱えている支部審査会への非常勤調査員の配置

等各種情報提供や技術的助言の充実により、支部審査会の審理迅速化等を支援していくこととしていますので、貴職におかれましても審査請求受理後3箇月以内の事務処理を目指す支部審査会の審査体制の確立に対して特段のご配慮をお願いします。

また、認定段階において、必要な資料収集、調査を十分にしておくことは、審査請求事務の迅速な処理に寄与するとともに、仮に裁判に移行した場合にも、処分庁として迅速かつ的確な訴訟追行が可能になると見込まれることから、特に公務外とされる事案に係る原処分段階での客観的証明力のある資料収集の徹底についても更なる努力をお願いします。

なお、審査請求事務等に係る事務処理の改善方策の詳細については、おって、支部審査会不服審査事務処理マニュアル等により通知いたしますので、念のため申し添えます。